

チャレンジ歯科健診

兵庫県では働き盛り世代の
歯科健診費用の一部を補助します！
(1人あたり2,000円、1事業所あたり10万円まで)



下記のどちらでも対象です。
①かかりつけ歯科医院等での歯科健診
②職場での歯科健診(1事業所1回限り)

企業のメリット

従業員のメリット

社員が健康になる

歯周病やむし歯を
早期発見できる

仕事の能率アップ

予防法がわかる

手厚い福利厚生で
企業イメージアップ

医療費の削減



兵庫県保健医療部健康増進課

事業の詳細はこちらから →



令和6年度 企業従業員と家族の歯科健診受診促進支援事業 募集要項

兵庫県では、働き盛り世代の歯及び口腔の健康づくりを促進し、従業員及び被扶養者の健康づくりに取り組む事業所を支援するため、歯科健診を受診した場合、その費用の一部を補助します。

1. 補助対象となる事業所（(1)または(2)に該当する事業所）

- (1) 「兵庫県健康づくりチャレンジ企業」に登録されている企業
または
- (2) 中小企業（常時雇用する従業員が100人以下のもの）

2. 補助の概要

(1) 対象となる経費

- ア 従業員等が個別に歯科医療機関で自費診療による歯科健診を受診した際の健診費用の自己負担額のうち事業所が負担した額
- イ 事業所に歯科医師や歯科衛生士が出向く事業所歯科健診等を実施した際に要した費用（1事業所あたり1回限りとする）

※いずれも、健康保険が適用されたもの、法律により義務づけられた歯科健診及び治療中の方の受診費用は補助対象外となります。

※ア、イ併用不可

(2) 補助金額

- ア 個別歯科健診における事業所からの助成額相当額から本事業以外の助成額を除いた額
 - イ 事業所歯科健診における実費相当額から本事業以外の助成額を除いた額
- ※いずれも上限2千円/人かつ上限100千円/事業所

[例1] 歯科医療機関で従業員が健診費用3,000円を窓口で支払い、事業所が従業員に3,000円を助成した場合

→県補助額は2,000円

[例2] 歯科医療機関で従業員が健診費用3,000円を窓口で支払い、事業所が従業員に3,000円を助成したうち、他の助成制度で2,000円の補助を受ける場合

→県補助額は1,000円（3,000円－2,000円）

[例3] 事業所歯科健診を従業員30名が受診し、100,000円を派遣費用として歯科医療機関・健診機関に支払い、他の助成がない場合

→県補助額は60,000円（2,000円×30名＝60,000円<100,000円）

[例4] 事業所歯科健診を従業員60名が受診し、100,000円を派遣費用として歯科医療機関・健診機関に支払い、他の助成がない場合

→県補助額は100,000円（2,000円×60名＝120,000円>100,000円）

(3) 補助対象となる受診期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに受診されたもの